

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月26日から同年8月25日までの期間及び同年11月26日から同年12月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を40年5月26日、資格喪失日を同年8月25日、及び同社における資格取得日に係る記録を同年11月26日、資格喪失日を同年12月25日とし、当該期間の標準報酬月額については、同年5月は2万8,000円、同年6月は2万2,000円、同年7月は2万円、同年11月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月26日から同年12月25日まで

A社に勤務した期間については、厚生年金保険の記録が無い。しかし、当時の給料支払明細書をみると、健康保険料を控除されている期間があり、厚生年金保険料も控除されていると思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年5月26日から同年8月25日までの期間及び同年11月26日から同年12月25日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額

の範囲内であることから、これらの標準報酬月額の内いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる給与支給額から、昭和40年5月は2万8,000円、同年6月は2万2,000円、同年7月は2万円、同年11月は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間及びその前後の期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年8月26日から同年10月25日までの期間については、複数の同僚に照会を行ったものの、申立人の勤務実態を確認することができない上、給料支払明細書は無く、厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間のうち、昭和40年10月26日から同年11月25日までの期間については、給料支払明細書はあるものの、当該明細書では厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間のうち、昭和40年8月26日から同年11月25日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から59年3月までの期間及び同年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月から59年3月まで
② 昭和59年5月から同年10月まで

申立期間当時は元夫が自営業を始めた頃で、資金が必要であったこともあり、国民年金保険料は後でまとめて納付するつもりであった。

昭和59年10月頃に、自分と元夫の二人分の国民年金保険料を2年分まとめて納付したはずなのに、同年4月の保険料だけが納付済みとされ、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年10月頃に、申立人及び元夫の国民年金保険料を2年分まとめて納付したはずであると主張しているが、申立人は、納付したとする保険料の納付金額を明確には覚えていない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の元夫についても、申立期間の保険料は未納となることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案470

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月及び同年5月

昭和51年6月頃、A市役所で国民年金保険料を納めようとしたところ、申立期間についてはB町（現在は、C市）に住所があるので、B町で納付してほしいとの説明を受けた。その日のうちにB町役場へ行き、国民年金印紙を購入し、保険料を納付したはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月頃、町役場で申立期間に係る国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、被保険者資格取得日を同年6月1日として払い出されている上、申立人に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であったと考えられ、保険料を遡って納付することは困難である。

また、この国民年金の被保険者資格取得日については、申立人が所持する年金手帳の記載と一致しており、ほかに申立人が申立期間について国民年金の被保険者であったことがわかる周辺事情は見当たらない上、保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年頃から22年頃まで
昭和19年頃から22年頃までA病院（現在は、B病院）で助産師として勤務したのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のA病院の病院職員名簿には、助産師として申立人の氏名が記載されていることから、申立期間当時、申立人が同病院に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該職員名簿に記載された助産師36人のうち、申立人を含む27人については、A病院における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、被保険者記録が確認できる9人は、いずれも昭和25年2月1日以降に被保険者資格を取得していることから、同病院の助産師については、申立期間当時、被保険者資格を取得させる取扱いとはなっていなかった状況がうかがえる。

また、B病院は、関連資料等を保管していないため、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明と回答しており、連絡先が明らかとなった当時の同僚に照会しても、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

さらに、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。